

議第120号

**滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の項中第2号および第3号を削り、第4号を第2号とし、同表教育委員会の項中
第3号および第4号を削り、第5号を第3号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条 第8号に規定する利用特定個人情報
教育委員会	滋賀県使用料および手数料条例 第8条第1項の規定による同条 例第2条第1項第1号に掲げる 高等学校の授業料および同項第 3号に掲げる通信教育受講料の 減免に関する事務であって規則 で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関 する法律（平成22年法律第18号） 第3条第1項に規定する就学支援 金の支給に関する情報であって規 則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。